

お知らせ

各種手当 支給額変更

4月から次の手当の支給額が全国消費者物価指数の年平均の変動に応じて変更されます。

区分	支給区分	3月分まで		4月分から	
		全部支給	一部支給	全部支給	一部支給
本体額	全部支給	42,290円	42,500円	42,280円	42,490円
	一部支給	9,980円～42,280円	10,030円～42,490円	9,990円	10,040円
第2子加算額	全部支給	5,000円～9,980円	5,020円～10,030円	5,000円	5,020円
	一部支給	3,000円～5,980円	3,010円～6,010円	3,000円	3,010円

〈特別障害者手当等〉

手当の種類	3月分まで		4月分から	
	特別障害者手当	障害児福祉手当	障害児福祉手当	福祉手当(経過措置分)
特別障害者手当	26,810円	26,940円	26,810円	26,940円
障害児福祉手当	14,580円	14,650円	14,580円	14,650円
福祉手当(経過措置分)	14,580円	14,650円	14,580円	14,650円

〈特別児童扶養手当〉

支給区分	3月分まで		4月分から	
	重度障害の場合	中度障害の場合	重度障害の場合	中度障害の場合
全部支給	51,450円	51,700円	51,450円	51,700円
一部支給	34,270円	34,430円	34,270円	34,430円

乳幼児等医療費給付事業

保護者の経済的負担を軽減し、子どもの健康と健やかな成長を願って、乳幼児等医療費給付事業を行なっています。

〈対象となる方〉

市内に住所がある中学生までの子どもで、保護者の所得がむつ市乳幼児等医療費給付制度の基準額以内の方

〈事業の内容〉

区分	0歳～小学校就学前	小・中学生
対象年齢	出生の日から6歳に達した日以後の最初の3月31日 ※1年ごとに資格証の更新申請が必要	6歳に達した日の翌日から15歳に達した日以後の最初の3月31日 ※資格証の交付なし
給付対象	入院・外来医療費・調剤費(2割負担分)	入院医療費(3割負担分)
給付方法	現物給付(窓口負担なし)	償還払い(窓口負担あり)

健康推進課乳幼児等医療費担当

☎22-1111内線2587

固定資産評価額等の縦覧および閲覧

平成30年度の固定資産評価額等について、「土地・家屋価格等縦覧帳簿」の縦覧および「固定資産課税台帳」の閲覧を行ないます。

〈いつ〉

縦覧：4月1日(日)～7月2日(月)まで
閲覧：通年

※土日祝日を除く。ただし、本庁舎のみ4月1日(日)は実施(中止)

税務課および各分庁舎管理課
〈持参するもの〉

身分を確認できるもの(個人番号カード・運転免許証・パスポート・住民基本台帳カード・健康保険証など)

〈手数料〉

縦覧：無料
閲覧：1枚につき250円、ただし縦覧期間中は無料

税務課固定資産税担当
☎22-1111内線2225

認知症初期集中支援チームが発足します

認知症は早期発見・早期治療が大切です。認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らせるように、認知症、その疑いのある方や、ご家族を訪問して、困りごとや心配事などの相談に対応する、専門職で構成されたチームが発足します。

〈どんなことをするの〉

病院受診やサービス利用、ご本人やご家族へ相談などの支援を専門職が協力しながら集中的に行います。

〈対象となる方〉

市内に在宅生活している四十歳以上の方で、

- ・認知症の診断を受けていない、または治療を中断している方

税務課 夜間・休日窓口

4月から夜間窓口の時間が変わります。

毎月25日から末日までを納税

立候補予定者説明会

〈いつ〉4月24日(火)午前10時～

◆政党等説明会

〈いつ〉4月24日(火)午後2時～

※説明会の場所はいずれも、むつ市役所本庁舎大会議室A

☎22-1111内線3312

選挙管理委員会事務局

環境政策課環境衛生担当

☎22-1111内線2454

農林畜産振興課農林担当

☎22-1111内線2623

下北地域県民局林業振興課

☎22-8581内線243

下北地方森林組合

☎22-1041

- ・医療や介護のサービスなどを利用していない方
- ・医療や介護のサービスを利用しているが、認知症の症状が強く、対応に困っている方

☎22-1111内線2596

障がい福祉課

地域包括支援センター

☎23-7930

☎23-3560

☎22-1111内線2557

立候補予定者説明会

〈いつ〉4月24日(火)午前10時～

◆政党等説明会

〈いつ〉4月24日(火)午後2時～

※説明会の場所はいずれも、むつ市役所本庁舎大会議室A

☎22-1111内線3312

選挙管理委員会事務局

環境政策課環境衛生担当

☎22-1111内線2454

農林畜産振興課農林担当

☎22-1111内線2623

下北地域県民局林業振興課

☎22-8581内線243

下北地方森林組合

☎22-1041

むつ市長選挙

6月28日任期満了に伴うむつ市長選挙を行います。また、それに伴い、立候補予定者等説明会を開催します。参加される方は、当日印鑑(認印)をご持参ください。なお、参加申込みは不要です。

◆むつ市長選挙

〈告示日〉5月27日(日)

〈投票日〉6月3日(日)

春季大掃除

町内会等で地域の清掃を予定している方は、事前に環境政策課または各庁舎市民生活課にご相談ください。清掃用ごみ袋や土のう袋などを支給いたします。

☎22-1111内線2462

環境政策課廃棄物対策担当

松くい虫被害及びナラ枯れ被害の予防

マツノザイセンチュウという小さな線虫がマツの木に侵入することでマツが枯れてしまう松くい虫被害、小さな昆虫が運ぶナラ菌により、ミズナラやカシワなどのナラ類が枯れるナラ枯れ被害などの伝染病は、まん延すると農林水産業をはじめとする産業・経済のほかに、青森県が誇る自然景観や観光資源などに大きな影響を与えます。自宅の庭木や街路樹など、身の回りや枯れている、あるいは枯れかかっているマツやナラ類を見つけたときはご連絡ください。

☎22-1111内線2623

農林畜産振興課農林担当

架空請求は相手にしないで！

身に覚えのない請求メールや、アダルトサイトのワンクリック詐欺の被害が多発しています。実在する大手企業名で「本日に連絡がなければ法的手続きを取る」という内容が届いた場合は、架空請求ですから相手にしないでください。記載された番号には絶対に電話をかけるはいけません。

野生動物へのエサやり行為はやめましょう

野生動物へのエサやり行為は、ふん尿被害による近隣の生活環境の悪化や生態系のバランスを乱すことなどにつながり、ヒトと野生動物の双方に悪影響を及ぼします。

野生動物を見かけても、刺激したり、食べ物を与えたりしないようにしましょう。

☎22-1111内線2454

環境政策課環境衛生担当

健康推進課乳幼児等医療費担当

☎22-1111内線2587

固定資産評価額等の縦覧および閲覧

平成30年度の固定資産評価額等について、「土地・家屋価格等縦覧帳簿」の縦覧および「固定資産課税台帳」の閲覧を行ないます。

〈いつ〉

縦覧：4月1日(日)～7月2日(月)まで
閲覧：通年

※土日祝日を除く。ただし、本庁舎のみ4月1日(日)は実施(中止)

税務課および各分庁舎管理課
〈持参するもの〉

身分を確認できるもの(個人番号カード・運転免許証・パスポート・住民基本台帳カード・健康保険証など)

〈手数料〉

縦覧：無料
閲覧：1枚につき250円、ただし縦覧期間中は無料

税務課固定資産税担当
☎22-1111内線2225

3月1日現在人口・世帯数

※住民基本台帳による

人口	58,799人 (-61人)
むつ地区	46,414人 (-27人)
川内地区	3,960人 (-15人)
大畑地区	6,878人 (-12人)
脇野沢地区	1,547人 (-7人)
世帯数	29,261世帯 (-12世帯)
	()内は前月比

各種相談日程

法律相談(予約制)

☎4月27日(金)12:30～

☎市役所本庁舎市民相談室

☎市民連携課 ☎22-1111内線2154

予約受付は4月2日(月)午前8時30分開始。1人30分、定員6名(先着順)

法テラス法律相談(予約制)

☎4月11日(水)12:30～

☎市役所本庁舎市民相談室

☎法テラス青森 ☎050-3383-5552

1人30分、定員6名(先着順)

行政相談

☎4月16日(月)10:00～15:00

☎市役所本庁舎市民相談室

☎市民連携課 ☎22-1111内線2154

行政についての各種相談を受けます。

人権相談

☎祝日を除く月・水・金曜日10:00～17:00

☎下北合同庁舎2階相談室

☎青森地方法務局むつ支局 ☎23-3202

家族間や近隣関係のこと、学校や職場内のことなどの相談を受けます。

人権相談

☎4月6日(木)10:00～15:00

☎大畑庁舎会議室

☎大畑庁舎管理課 ☎34-2111

家族間や近隣関係のこと、学校や職場内のことなどの相談を受けます。

☎日時 ☎場所 ☎問合せ先・申込先

